

医療福祉費助成制度(マル福)をご存知ですか

医療福祉費助成制度(マル福)は、医療保険各法に規定される一部負担金を公費で助成する制度です。医療にかかる負担を軽減することで、受療しやすい環境を整え、健康の保持や生活の安定を図ることを目的としています。

この制度を利用するには、定められた所得以下であることに加え、申請手続きが必要となります。

マル福の種類	対象者	申請に必要なもの	助成額	
			茨城県補助対象助成額	笠間市単独助成額
小児	0歳から中学校3年生まで	<ul style="list-style-type: none"> 保険証 印鑑 口座番号のわかるもの マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険各法に規定される一部負担金から医療福祉費自己負担金を除いた額 	<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉費自己負担金(外来・入院) 入院時食事負担金
妊産婦(※)	母子手帳を交付された妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳 保険証 印鑑 口座番号のわかるもの マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) 	<ul style="list-style-type: none"> ※医療福祉費自己負担金とは1医療機関ごとに <ul style="list-style-type: none"> ・外来1日600円(1カ月2日限度) ・入院1日300円(1カ月10日限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ※中学生は自己負担金および入院時食事負担金の助成はありません。
母子父子	母子家庭の母子 父子家庭の父子	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本 保険証 印鑑 口座番号のわかるもの マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉費自己負担金(外来・入院) 入院時食事負担金の1/2
重度障害者	身体障害者手帳1・2級に該当する者 身体障害者手帳3級の内部障害に該当する者 療育手帳(△)判定を受けた者 療育手帳A判定を受けた者 特別児童手当1級対象者 障害年金1級受給者	<ul style="list-style-type: none"> 障害を証するもの(身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書等) 保険証 印鑑 口座番号のわかるもの マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険各法に規定される一部負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 入院時食事負担金の1/2

※妊産婦マル福が利用できるのは原則、産婦人科医療機関のみになります。妊娠に合併した疾病で、他診療科等の検査・診断・治療を要する場合は、原則として産婦人科医療機関から紹介がある場合が対象となります。

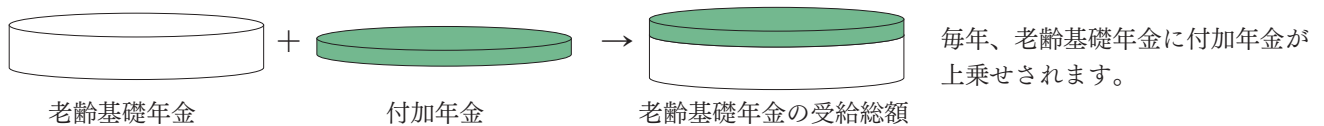
【申請窓口及び問い合わせ】本庁：保険年金課(内線143) 笠間支所：市民窓口課(内線72124) 岩間支所：市民窓口課(内線73182)

老齢基礎年金の年金額を増やすために 国民年金の「付加年金」制度 を利用 しませんか?

国民年金の第一号被保険者・任意加入被保険者は、月々の定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加保険料は申し出をした月から納付できますので、現在の保険料と合わせてご検討ください。

○付加保険料は、月額400円です。 定額保険料 16,490円(平成29年度) + 付加保険料 400円

○付加年金の受給額(年額)は、「200円×付加保険料を納付した月数」です。



たとえば付加保険料を10年間納付したとすると・・・

- 付加保険料の納付総額は48,000円になります。
400円×120月(10年) = 48,000円
- 付加年金の受給額は24,000円(年額)になります。
200円×120月(10年) = 24,000円

毎年、老齢基礎年金に付加年金24,000円が上乗せされます。

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

- ※1 付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※2 付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- ※3 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。

付加年金は希望する方の加入手続きが必要です

※国民年金基金に加入している方は、付加年金に加入できません。
年金手帳・認印をご持参の上、保険年金課または各支所市民窓口課へお申し込みください。

【問い合わせ】保険年金課(内線141) 笠間支所市民窓口課(内線72124) 岩間支所市民窓口課(内線73182)